

# 島本町子育て世帯訪問支援事業実施要綱

(令和 8 年 6 月 3 日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第19項に基づき、島本町子育て世帯訪問支援事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本事業は、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

(実施主体)

第3条 実施主体は、島本町（以下「町」という。）とする。ただし、町が適切な事業実施体制が確保できると認められる事業者（以下「事業者」という。）に委託することができる。

2 前項の事業者は次に掲げる要件をすべて満たすこととする。

(1) 次のア～ウのいずれかの条件を満たすこと。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者であり、同法第8条第2項に規定する「訪問介護」を行う者

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条に規定する指定障害福祉サービス事業者であり、同法第5条第2項に規定する「居宅介護」を行う者

ウ 居宅を訪問する事業において、家事支援又は育児・養育支援の事業実績があり、当該事業所での事業開始から1年以上の実績がある者

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者として島本町から指名停止措置を受けていない者

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きをしていない者

(4) 島本町暴力団排除条例（平成26年島本町条例第8号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団密接関係者のいずれにも該当しない者

(5) その他、関係法令等を遵守できる者

(事業の内容)

第4条 本事業の内容は、支援対象者のいる家庭を訪問支援員が訪問し、(1)若しくは(2)又は(1)及び(2)を同時に行うことを基本に、家庭の状況に合わせ以下の内容を包括的に実施するものとする。

(1) 家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート等）

(2) 育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助等）

(3) 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談及び助言

(4) 地域の母子保健施策、子育て支援施策等に関する情報提供

- (5) 支援対象者や児童の状況・養育環境の把握、町への報告
- 2 次に掲げる場合は家事支援及び育児・養育支援等を行わない。ただし、(2)に該当する場合であっても保育所等の送迎やヤングケアラーの負担軽減等でやむを得ない場合は、保護者の同意を得たうえで支援を行うことができる。
  - (1) 病児・病後児の世話を目的とするとき
  - (2) 保護者が不在のとき
  - (3) 感染症の患者又はおそれのある者が家庭にいるとき
  - (4) 他の公的サービスと利用時間が重複するとき
  - (5) その他、適切なサービスの提供が困難と認められるとき(対象者)

第5条 本事業の対象者は、児童や保護者又は妊婦からの相談や、庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供、相談等により把握され、本事業による支援が必要であると町が認めた、町内在住の次に掲げるような状態にある者とする。

- (1) 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- (2) 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- (3) 若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- (4) その他本事業による支援が必要と町長が認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む）

(利用申請及び決定等)

第6条 本事業を利用しようとする者は、島本町子育て世帯訪問支援事業利用申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

- 2 町長は、利用の可否等を決定し、当該申請をした者に島本町子育て世帯訪問支援事業利用承認・不承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。なお、利用の内容等を変更した時は、当該申請をした者に島本町子育て世帯訪問支援事業利用変更決定通知書（様式第3号）により通知する。
- 3 町長は、前項の規定により利用を承認又は変更したときは、事業者に対し、島本町子育て世帯訪問支援事業利用・変更依頼書（様式第4号）により依頼するものとする。
- 4 その他町長が必要と認める場合は、第1項及び第2項に規定する利用手続きを経ることなく、利用決定等を行うことができるものとする。

(利用承認の取消)

第7条 町長は、第6条第2項により利用の承認を受け事業を利用しようとする者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の承認を取り消すことができるものとする。

- (1) 町又は事業者の指導に従わず、他の利用者の利用及び事業の運営に支障をきたすおそれがあるとき。
  - (2) 第5条の規定に該当しなくなったとき。
  - (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が事業の利用継続について不相当又は困難であると認めるとき。
- 2 町長は、前項の規定により利用の承認の取消しを決定したときは、島本町子育て

世帯訪問支援事業利用承認取消通知書（様式第5号）により通知するとともに、事業者に対し、島本町子育て世帯訪問支援事業利用承認取消依頼書（様式第6号）により依頼するものとする。

（費用負担）

第8条 本事業の利用に係る利用者の費用負担は無料とする。ただし、生活必需品の買い物の実費額及び送迎にかかる交通費等の利用者が負担すべき実費額等については、利用者等が負担する。

（実施日）

第9条 本事業の実施日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が必要と認める場合は、事業者との協議により実施日を定めることができるものとする。

（実施時間等）

第10条 本事業の実施時間は、午前8時から午後6時までとする。ただし、町長が必要と認める場合は、事業者との協議により実施時間を別途定めることができる。

2 本事業の支援期間及び支援時間は、次の各号のとおりとする。

(1) 1回あたりの支援時間は1時間を基本とし、2時間を限度とする。ただし、町長が必要と認める場合は、1回あたり2時間を超える支援を行うことができるものとする。

(2) 支援期間は、原則3か月以内で12回を上限とする。ただし、町長が必要と認める場合は3か月以内で12回を上限に延長可能とする。

（実施場所）

第11条 支援の実施場所は、利用者の居宅又は支援を必要とする場所とする。

（訪問支援員の要件）

第12条 本事業を行う訪問支援員は、介護福祉士や訪問介護員（ホームヘルパー）等の資格を有する者、又は介護職員初任者研修を修了した者、その他家事又は育児・養育に関する支援を適切に実行する能力を有する者とし、心身ともに健康である者とする。

2 訪問支援員は、町が実施する次の各号に掲げる研修を受講しなければならない。ただし、他の研修等の修了をもって習得していると町長が判断した部分については、受講を省略できるものとする。

(1) 事業の目的、内容、支援の方法、個人情報適切な管理や守秘義務等

(2) AED（自動体外式除細動器）の使用方法や心肺蘇生等の実習を含んだ救命救急講習及び事故防止に関する講習（育児・養育支援を行う訪問支援員に限る）

3 訪問支援員は、次の各号に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者とする。

(1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定

する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者

(身分証明書)

第13条 訪問支援員は、その業務中、常に事業者が発行する身分証明書を携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。

(実施報告)

第14条 事業者は、事業を実施した場合には、翌月10日までに書面または電磁的方法により町に報告しなければならない。

(個人情報の保護)

第15条 事業者は、利用者等に関する個人情報の取扱いについては十分に留意し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するとともに、当該個人情報の漏えい及び滅失の防止その他個人情報の保護に関し、必要な措置を講じなければならない。

(守秘義務)

第16条 事業者は、本事業の実施に際し知り得た情報を、正当な理由なく他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。事業終了後もまた同様とする。

(安全管理)

第17条 事業者は、事業の実施に際して、事故の発生又はその再発の防止に努めなければならない。

2 事業者は、事件等が発生したときは、速やかに町長に報告しなければならない。

(性暴力等の防止)

第18条 事業者は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）及びこども家庭庁が定める「こども性暴力防止法施行ガイドライン」を踏まえ、こどもに対する性暴力等を防止するため、適切な措置を講じなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月3日から施行する。